

所得控除一覧表

雑損控除		次の①または②で求めた金額のうちいずれか多い方の金額 ① 損失金額 - 保険等で補てんされた額 - 総所得金額等の10% ② 災害関連支出の金額 - 保険等で補てんされた額 - 50,000円	
医療費控除		医療費の実質負担額(支払った医療費から保険等で補てんされた額を差し引いた金額) - 10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額 なお、上記の計算式で求めた金額が200万円を超える場合には、医療費控除額は200万円となります。 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 この計算式で求めた金額が88,000円を超える場合には、控除額は88,000円となります。	
社会保険料控除		健保、年金、小規模企業共済等の支払額	
生命保険料控除	新契約	支払金額	控除額
		12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
		56,000円超のとき	28,000円(限度額)
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
		70,000円超のとき	35,000円(限度額)
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 なお、合計額が70,000円を超える場合には、生命保険料控除額は70,000円になります。 ※一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合 新契約と旧契約それぞれ上の計算により算出した控除額の合計額 新契約と旧契約の控除額の合計が28,000円を超える場合には、控除額は28,000円となります。		
地震保険料控除	地震保険	支払金額	控除額
		50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円(限度額)
	旧長期損害保険	5,000円以下のとき	全額
		15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円
		15,000円超のとき	10,000円(限度額)
	地震保険料と旧長期損害保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 なお、合計額が25,000円を超える場合には、地震保険料控除額は25,000円になります。		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
扶養控除		控除額	備考	
	一般	33万円		
	老人	38万円	年齢70歳以上の方	
	同居老親等	45万円		
	特定扶養	45万円	年齢19歳以上23歳未満の方	
障害者控除		控除額	備考	
	普通障害者	26万円	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、福祉事務所長の認定を受けている方等	
	特別障害者	30万円	障害者のうち、身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級の方等	
	同居特別障害者	53万円		
本人該当		控除額	備考	
	寡婦	26万円	次のいずれかに該当する方 ①夫と離婚した後婚姻していない人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一つにする子以外の扶養親族がいる合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻していない人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一つにする子も扶養親族もない合計所得金額が500万円以下の人	
	ひとり親	30万円	夫・妻と死別・離婚した後婚姻していない人もしくは未婚の人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一つにする子がいる合計所得金額が500万円以下の人	
	勤労学生	26万円	前年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうちの給与所得以外の不労所得(不動産、配当所得等)が10万円以下である学生	
基礎控除		合計所得の金額によって控除額が変わります。	合計所得が2,400万円以下	43万円
			合計所得が2,400万円超2,450万円以下	29万円
			合計所得が2,450万円超2,500万円以下	15万円
			合計所得が2,500万円超	0円